

菊池市広告掲載事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、新たな市の自主財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的として実施する菊池市広告掲載事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 菊池市広告掲載事業の実施に関して、行政財産の目的外使用にかかるものにあつては、菊池市公有財産取扱規則(平成17年規則第55号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報紙

イ 市が使用する封筒その他印刷物

ウ 市のホームページ

エ その他広告の媒体として活用できる市の資産で市長が適当であると認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告仕様 広告掲載に係る民間企業等の広告物の内容、デザイン、形状、材質等をいう。

(4) 広告掲載者 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出する者をいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治又は宗教に関するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 社会問題について主義主張するもの

(5) 美観風致を害するおそれのあるもの

(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(7) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(8) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告

(9) 誇大表示、不当表示などの表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの

(10) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載基準は、別に定める。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広告媒体を所管する課の長(以下「所管課長」という。)が行う。

2 広告媒体の名称、広告の規格、掲載又は掲出の位置、掲載期間、広告のデザイン、文案等に関する基準、広告料の額、申込み時期・方法、広告掲載をする者の選定方法、その他広告の掲載等の募集及び契約に関し必要な事項は、所管課長が別途定める。

(広告掲載者の責務)

第6条 広告掲載者は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告掲載者は、原状回復の定めのあるものについては、広告の掲載期間終了後、速やかに原状回復しなければならない。

(広告掲載事業の業務委託等)

第7条 市長は、市と広告掲載取扱業務契約を締結した広告取扱業者(以下「広告取扱業者」という。)に広告の募集及び広告の作成等を業務委託し、又は広告枠を直接売り渡すことができる。

2 広告取扱業者の選定及び広告取扱業者による広告掲載の取扱いに関する事項については、所管課において別に定めるものとする。

(審査機関)

第8条 広告媒体及び掲載する広告内容の適否を審査するため、菊池市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 委員会の委員長は総務部長をもって充て、委員は、企画部長、財政課長、行政改革推進課長及び企画振興課長をもって充てる。

3 委員長は、広告媒体所管課長及び審査する内容に関連する所管の課長等を臨時の委員として加えることができるものとする。

(市民への周知)

第9条 広告掲載について広く市民に周知するため、広告掲載に際しては、広告である旨を広告媒体の一部に掲載するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、広告媒体所管課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第36号)

この要綱は、告示の日から施行する。